

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:masahiro.yoshimoto@nishi-asahi.com)

Covid-19 のパンデミックの影響で業績が悪化した企業が増加したことから、インドネシアにおいて支払い停止手続きといわれる再生手続きの利用が増加しています。このような状況において、インドネシアの国有航空会社であるガルーダインドネシア航空(以下「ガルーダ」といいます。))についても、2021年12月9日に再生手続きが開始され、同月14日に以下のスケジュールが記載された新聞公告が出されました。

日付	手続き
2021年12月21日	第1回債権者集会
2022年1月5日	債権届出期限
2022年1月19日	債権確認
2022年1月20日	再生計画又は支払い停止期間の延長の承認に関する債権者集会
2022年1月21日	再生手続きを担当する裁判所による決定

インドネシアの再生手続きは、債権届出に必要な書類が多い上に債権届出期間が短いことから、外国企業が対応することが困難な場合も多いですが、以下ではガルーダの事例を基に、債権者がどのような対応を取る必要があるかを解説します。なお、ガルーダの場合、債権者が多数になると見込まれることから、届出書類の様式などがダウンロードできるウェブサイト(<https://www.pkpu-garudaindonesia.com/>)が開設されています。

1. 債権届出の準備

2021年12月14日に新聞公告が行われてから、2022年1月5日の債権届出期限までに債権者は、以下のような書類を準備し、管財人に提出する必要があります。なお、通常の再生手続きでは、委任状などの原本を管財人に提出する必要があることから、日本からインドネシアへの郵送に必要な時間も考慮する必要がありますが、本件ではオンラインでの提出も認められるようです。

- インドネシアの弁護士への委任状: 委任状には代表権者が署名する必要があります。委任状が日本で署名される場合には、委任状を日本の公証人役場で公証する必要があります。また、インドネシア大使館で公証済みの委任状を認証することが求められる可能性もあります。
- 債権届出書
- 債権や担保権を証明する証拠: 契約書や担保権設定に関する書類、債権残高や支払いを示す書類を提出する必要があります。証拠がインドネシア語で作成されていない場合には、インドネシアの宣誓翻訳家による翻訳を作成する必要があります。
- 債権者の定款: 定款についても翻訳がない場合には、翻訳を作成する必要があります。

ガルーダの再生手続きの債権届出期間はクリスマスや年末年始を含んでおり、日本及びインドネシアの営業日が限られることか

ら、早急に債権届出の準備を開始することが望まれます。

2. 管財人との面談

債権届出を行った後、2022年1月19日の債権確認までに、管財人に債権や担保権を証明する証拠の原本を提示し、債権に関する説明を行うための管財人との面談が設定されることが想定されます。


3. 再生計画案への賛否の決定

債権者が確定した後、債権者に対する返済条件などを定める再生計画案が作成されます。当職らの経験上、再生計画案は債権者集会直前まで開示されず、開示される範囲も自己の債権の返済条件に限定されることも多いです。債権者は、時間や情報が限られている中で、再生計画案への賛否の判断を迫られることを覚悟しておく必要があります。

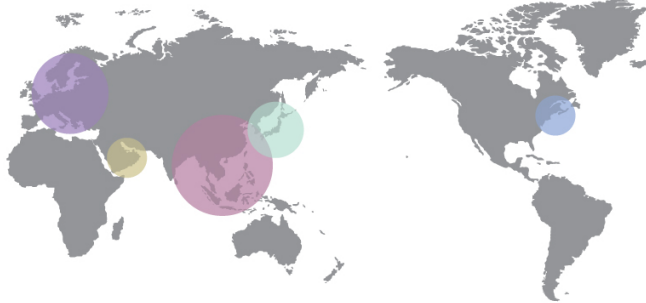
管財人が2022年1月20日の債権者集会までに再生計画案を作成できない場合、管財人は、債権者集会で支払停止期間の延長を承認するよう求めることが考えられます。支払停止期間の延長は、225日まで認められます(当初の期間とあわせて270日以内に再生手続きを完了する必要があります。)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所